

○佐倉市コミュニティセンターの運営に関する要領（平成十九年年三月三十日）

新	旧
<p>(条例別表の備考に定める用語の定義及び徴収の基準)</p> <p>第十二条 条例別表第一（コミュニティセンターの使用料）及び別表第三（コミュニティセンターの利用料金）の備考に定める用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>一 条例別表第一の備考三及び条例別表第三の備考三の「市内在住者」とは、個人にあっては市内に住所を有する者をいい、法人にあっては主たる事務所又は営業所の所在地が市内である者をいい、法人でない団体にあっては団体の代表責任者、使用申請書に記載する連絡担当者及び団体構成員の半数以上の者が市内に住所を有し、かつ、日常の活動場所、拠点等が市内であるものをいう。</p> <p>二 条例別表第一の備考四及び条例別表第三の備考四の「入場料及びこれに類するもの」とは、単価が<u>千五百円</u>を超えるものをいい、単価が<u>千五百円</u>以下のときは、割増使用料を徴収しない。</p>	<p>(条例別表の備考に定める用語の定義及び徴収の基準)</p> <p>第十二条 条例別表第一（コミュニティセンターの使用料）及び別表第三（コミュニティセンターの利用料金）の備考に定める用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>一 条例別表第一の備考三及び条例別表第三の備考三の「市内在住者」とは、個人にあっては市内に住所を有する者をいい、法人にあっては主たる事務所又は営業所の所在地が市内である者をいい、法人でない団体にあっては団体の代表責任者、使用申請書に記載する連絡担当者及び団体構成員の半数以上の者が市内に住所を有し、かつ、日常の活動場所、拠点等が市内であるものをいう。</p> <p>二 条例別表第一の備考四及び条例別表第三の備考四の「入場料及びこれに類するもの」とは、単価が<u>千円</u>を超えるものをいい、単価が<u>千円</u>以下のときは、割増使用料を徴収しない。</p>